

令和 4年度 委託業務の名称 小湾橋耐震補強調査設計業務委託 (R4)

---

履行場所 那覇港浦添ふ頭地区

---

履行期間 契約締結日の翌日から令和5年3月25日まで

## 特 記 仕 様 書

第1条 (業務の目的)

本業務は、小湾橋の耐震補強調査設計業務委託である。

## 特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		2	共通仕様書の適用		<p>本業務は、沖縄県土木建築部制定の「土木設計業務等共通仕様書」、「測量業務等共通仕様書」及び「地質・土質調査業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)に基づき実施しなければならない。なお、共通仕様書は最新版を用いること。</p> <p>また、共通仕様書のほかに磁気探査業務については「磁気探査実施要領」に基づき実施すること。なお同要領は最新版を用いること。</p>
		3	「共通仕様書」に対する特記及び追加事項について		<p>「共通仕様書」に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。</p>
		4	適用について		<p>本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査員の指示を受けなければならない。</p>
		5	本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の取り扱いについて		<p>本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率(当初契約額÷当初設計額)を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。</p>
		6	照査の実施について		<p>本業務は、土木設計業務等委託契約書第11条(照査技術者)の照査技術者を定めるものとする。</p>

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		7	管理技術者の資格要件について		<p>管理技術者は、「共通仕様書」の定めのほか技術士、RCCMについては下記も満たす者とする。</p> <p>①平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有したうえで業務に該当する部門に4年以上従事し、かつ同種業務の実績を有する者。</p> <p>②RCCMの場合には、同種業務の実績を有する者。</p>
		8	管理技術者の直接的雇用関係について	1	<p>管理技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係にあること。</p> <p>なお、「直接的な雇用関係」とは、本業務契約締結時において、雇用関係があることをいう。</p>
				2	<p>「直接的な雇用関係」を証明する資料（健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの）を、着手届と共に提示しなければならない。</p>
		9	照査技術者の資格要件について		<p>照査技術者は、「共通仕様書」の定めのほか技術士、RCCMについては、下記も満たす者とする。</p> <p>①平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有したうえで業務に該当する部門に4年以上従事し、かつ同種業務の実績を有する者。</p> <p>②RCCMの場合には、同種業務の実績を有する者。</p>
		10	照査の方法について		<p>本業務においては、詳細設計照査要領（平成29年7月版）に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行うものとする。</p> <p>なお、詳細設計照査要領については、沖縄県 技術・建設業課のホームページに掲載している。  <a href="http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyoyu/itaku-doboku-eizen.html">http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyoyu/itaku-doboku-eizen.html</a></p>
		11	設計業務の条件について （建設副産物対策）		<p>設計業務等共通仕様書第1209条（設計業務の条件）の9に基づき、建設副産物の検討成果として、別添のリサイクル計画書を作成するものとする。</p>
		12	リサイクル認定資材の原則使用の明記について	1	<p>本業務を進めるにあたり、「沖縄県リサイクル資材評価認定制度」にて認定を受けた資材（ゆいくる材）が利用できる場合は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材は原則使用、それ以外のゆいくる材は経済性を考慮し率先使用するものとし、設計図面等に明記するものとする。</p> <p>なお、当該評価認定制度及び評価認定を受けた「ゆいくる材」については、沖縄県技術・建設業課のホームページ（下記アドレス）を参照すること。  <a href="http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyoyu/yuikuru.html">http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyoyu/yuikuru.html</a></p>
				2	<p>業務完了時には「ゆいくる材利用計画書」を作成し、発注者に提出すること。</p>
		13	成果物の提出について		<p>本業務は、電子納品対象業務とする。</p> <p>電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果品を電子データで納品することをいう。ここでいう</p>

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
					<p>電子データとは、各種電子納品要領等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。</p> <p>なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、調査職員と協議するものとする。</p> <p>業務成果品は、「要領」に基づいた電子データとなっているか、(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「確認証」の発行を受けること。</p> <p>成果品は、電子媒体(CD-R)で(正)1部を上記「確認証」も併せて調査職員へ提出すること。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。</p> <p>①電子納品 (CD-R) 1式 ②報告書 (紙) 1部 ②その他 (調査職員が指示するもの)</p>
		14	情報共有システムの使用について		<p>本業務は、受注者の希望により情報共有システムを使用することができる。</p> <p>情報共有システムを使用する場合は沖縄県CALSシステムを利用するのとし、事務所等に下記程度のインターネット環境及びパソコンを整えること。</p> <p>インターネット環境：ブロードバンド回線 パソコンOS：Microsoft Windows 8.1 / 10 推奨ブラウザ：Internet Explorer 11、Microsoft Edge</p> <p>沖縄県CALSシステム(情報共有システム)とは、業務の履行期間中において、受発注者間でインターネットを介して打合簿、図面等の各種データのやり取り(決裁を含む)を行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。</p>
		15	沖縄県CALSシステム使用許諾料の支払い		<p>受注者は希望により沖縄県CALSシステムを利用する場合には、システム使用許諾料を、沖縄県がCALSシステム運営業務を委託している者に支払うこと。</p>
		16	配置技術者の確認について	1	<p>受注者は、共通仕様書に基づく業務計画書の業務組織計画に、配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p>
				2	<p>業務実績情報システム(テクリス)に登録できる技術者については、以下のとおりとする。</p>

特記仕様書

[沖縄県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		17	保険加入	3	<p>①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者</p> <p>②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者</p> <p>業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付するものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。</p>
				4	<p>発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。</p> <p>受注者は、共通仕様書に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示すること。また磁気探査業務においては、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入している旨を業務計画書に明示すること。</p> <p>なお、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>
		18	設計段階等におけるコンクリート構造物の比較案作成		<p>受注者は耐震補強の設計にあたって、個々の現場条件や工期等を考慮して、以下に示す項目について比較一覧表を作成し、調査職員へ提出すること。</p> <p>また、以下の項目以外の比較検討については別途、調査職員と協議の上、決定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本体工事費</li> <li>・仮設工（足場工、土留工、水替工等）に関する費用</li> <li>・（工期を踏まえた）交通管理工（交通誘導警備員等）に関する費用</li> <li>・残土処理工（残土等処分等）に関する費用</li> <li>・構造物の詳細設計に関する費用</li> <li>・共通仮設費（比較対象ごとに異なる場合）</li> </ul>
		19	不発弾発見時の対応について		<p>受注者は、本業務において不発弾が発見された場合は、直ちに調査員へ報告しなければならない。</p>
		20	不発弾等発見時の処理について		<p>本業務において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、調査職員をと</p>

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		21	磁気探査作業中の責任		<p>おして関係市町村（防災主管課）、沖縄県知事公室防災危機管理課及び土木建築部技術・建設業課に報告すること。</p> <p>また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊の指示等があるまでは、触れずにそのままの状態 で保存すること。</p> <p>上記については、下請業者へも周知すること。</p> <p>受注者は、探査中及び磁気異常点の掘削・確認等の不発弾による事故については、契約書第28条(一般的損害) 、契約書第29条(第三者に及ぼした損害)の規定する受注者の責に帰すべき損害として、賠償を行わなければなら ない。</p> <p>また、契約書第34条（引渡し前における成果物の使用）の規定により使用した成果物(生産物)に起因する事故 等についても同様な扱いとする。</p>
		22	探査後の責任		<p>本業務の成果物(生産物)については、十分なる精査、考察を行うものである。</p> <p>受注者は本業務の成果物(生産物)に起因する事故等については、契約書第45条(契約不適合責任)の契約不適合 責任として、賠償を行わなければならない。</p> <p>対象期間：本業務着手後から対象範囲作業完了まで。</p> <p>対象範囲：探査範囲（探査面及びその対象深度）</p>
		23	業務環境の改善について		<p>業務環境に関しては、業務環境改善実施要領の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に協議し、取組 内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録すること。</p> <p>当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ（下記アドレス）を参照すること。 <a href="https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html">https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html</a></p>
		24	地盤情報の取扱い		<p>受注者は、地質・土質調査業務共通仕様書第118条成果物の提出に基づき、地盤情報※を「一般財団法人国土 地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。受注者は 、地盤情報の公開・利用の可否について、電子納品に関する要領・基準等の「事前協議チェックシート」に基 つき、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」を記入した上で、検定の申込 を行うこととする。なお、検定に要する費用は、直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」として計上し、 諸経费率算定の対象額としない。</p> <p>また、受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書（PDFファイ ル）を、電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】に規定されている格納フォルダBORING/OTHRsに格納す</p>

## 特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		25	CADソフトウェア		<p>ることをもって、提出する成果が検定済であることを報告することとする。</p> <p>※地盤情報とは、「ボーリング柱状図」及び「土質試験結果一覧表」をいう。</p> <p>業務に使用するCADソフトウェアは、SXF形式対応のソフトウェア（OCF検定の認証を受けたソフトウェア）とし、監督員へ提供する図面ファイルは、国土交通省CAD製図基準に準じたSXF形式とする。</p>

## 現場説明における条件明示

特記事項	内 容
調査について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本橋梁は供用中のため、調査に必要な手続きは事前に関係機関と調整すること。</li> <li>2 磁気探査の水平探査（潜水探査）が未計上のため、事前に調査方法を監督員と調整すること。なお、本件については設計変更の対象とする。</li> </ol>
設計について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設当時の既存資料（設計報告書、土質調査報告書、竣工図 等）の貸し出しを行う。</li> </ol>